議案第98号

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年2月13日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年 つくば市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を 行うため、この条例案を提出するものである。 つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年つくば市条例第58号)新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第15条 (略)	第1条—第15条 (略)
(食事の提供の特例)	(食事の提供の特例)
第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	かわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、 次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事 業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的
(1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。	(1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。 第21条第2項において同じ。)等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
(3)—(5) (略)	(3)—(5) (略)
2 (略)	2 (略)
第17条 (以下略)	第17条 (以下略)